

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p>1 - 1 - 6 施工計画書</p> <p>1. 請負者は、請負代金が 250 万円以上の場合には、工事着手前に工事的目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、請負代金が 250 万円未満であっても監督員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 21 建設副産物</p> <p>4. 請負者は、建設資材及び建設副産物の発生・搬出がある場合で工事請負代金が 2 5 0 万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が 2 5 0 万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を紙データと伴に電子データ(建設リサイクルデータ統合システム(通称 CREDAS) Ver.2005.9.2 以上(平成 17 年度版以降)に限る。)により監督員に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 52 建設機械等に使用する燃料費</p> <p>軽油を燃料とする建設機械等の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該建設機械等の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油を選択しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p>1 - 1 - 6 施工計画書</p> <p>1. 請負者は、請負代金が 500 万円以上の場合には、工事着手前に工事的目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、請負代金が 500 万円未満であっても監督員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 21 建設副産物</p> <p>4. 請負者は、建設資材及び建設副産物の発生・搬出がある場合で工事請負代金が 5 0 0 万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が 5 0 0 万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を紙データと伴に電子データ(建設リサイクルデータ統合システム(通称 CREDAS) Ver.2005.9.2 以上(平成 17 年度版以降)に限る。)により監督員に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 52 建設機械等に使用する燃料費</p> <p style="color: red;">削除</p>

改正前	改正後
<p>また、請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等か採油する調査に対して協力しなければならない。</p> <p>追加</p> <p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>1 . 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2 . 請負者は、JIS マーク表示認定工場で製造され JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS マーク表示認定工場で、かつ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場で製造された、上記レディーミ</p>	<p>請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等か採油する調査に対して協力しなければならない。</p> <p>3 - 10 - 23 足場工</p> <p>請負者は、足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」によるものとする。なお、手すり先行工法の採用にあたっては、二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。</p> <p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>1 . 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2 . 請負者は、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認証工場で、か</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>クストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しを監督員に提出することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>3. 請負者は、JIS マーク表示認定工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、JIS マーク表示認定工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認定工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第 1 編 5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績(概ね 1 年以内の公共工事に限る)があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>つ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しを監督員に提出することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>3. 請負者は、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、JIS マーク表示認定工場でない工場または、JIS マーク表示認証工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認定工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第 1 編 5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績(概ね 1 年以内の公共工事に限る)があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 この要領は、平成 17 年 11 月 21 日から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。</p>